

第40回定時株主総会 招 集 ご 通 知

日時

2025年6月19日（木曜日）午前10時
株主総会当日は午前9時30分頃からログインいただける予定です。ただし、通信障害等の影響により本株主総会を上記日程で開催することができなかった場合には、予備日として2025年6月19日(木曜日)午後3時より開催いたします。

場所

場所の定めのない株主総会として開催いたします。
※当社所定のウェブサイトを通じてご出席ください。
ご出席いただくために必要となる当該ウェブサイトのURL、アクセス方法、お手続き方法等の詳細は、4ページ以下の「バーチャルオンリー株主総会の運営について」をご確認ください。

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	10
事業報告	15
連結計算書類	33
計算書類	36
監査報告	39

株式会社データ・アプリケーション

証券コード 3848

【株主の皆様へ】

- ◆ 本年定時株主総会につきましては、株主の皆様とのコミュニケーションを促進する目的から、引き続きバーチャルオンリー株主総会方式で開催しております。バーチャル株主総会では、議決権を有する株主の皆様におかれまして、ライブ中継をご視聴いただくことによって、会社法上、株主総会に「出席」したものと取り扱われます。株主の皆様には、いわゆる「ハイブリッド参加型」のような形式や株主総会事後配信をご視聴いただくのみの場合とは異なり、インターネットを通じて、議決権を行使いただくことや、ご質問いただくことが可能となります。ご理解賜りますようお願い申し上げます。なお、完全オンラインで実施するため、株主様が実際にご来場いただく会場はありません。
- ◆ 本株主総会の議決権行使は、書面又はインターネットによる方法もございますので、そちらのご利用も併せてご検討ください。

DAL

Data Applications Company, Limited

証券コード 3848

2025年5月30日

(電子提供措置の開始日 2025年5月27日)

株 主 各 位

東京都中央区八重洲二丁目2番1号

株式会社データ・アプリケーション

代表取締役社長執行役員 安 原 武 志

第40回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第40回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.dal.co.jp/ir/meeting.html>

また、上記のほか、下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記東証のウェブサイトで確認の場合、銘柄名(会社名)又は証券コードを入力・検索し、

「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択ください。

加えて、本株主総会は、場所の定めのない株主総会（インターネット上でのみ開催する『バーチャルオンリー株主総会』）といたします。

本株主総会には、株主様が実際にご来場いただける会場はございませんので、オンラインでご出席くださいますようお願い申し上げます。なお、ご出席いただくために必要となるウェブサイトのURL、アクセス方法、お手続き方法等の詳細は、後記の「バーチャルオンリー株主総会の運営について」をご確認ください。

また、当日にご出席されない場合、又はご出席される予定でも通信障害等が発生した場合に備えて、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、是非ご活用ください。書面又はインターネットによって事前に行使される場合、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月18日（水曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月19日（木曜日）午前10時
株主総会当日は午前9時30分頃からログインいただける予定です。ただし、通信障害等の影響により本株主総会を上記日程で開催することができなかった場合には、予備日として2025年6月19日（木曜日）午後3時より開催いたします。予備日に開催することとした場合は、当社ウェブサイト（<https://www.dal.co.jp>）において、2025年6月19日（木曜日）午前11時までにあらかじめ詳細をご案内いたします。
2. 場 所 場所の定めのない株主総会といたします。
当社所定のウェブサイトを通じてご出席ください。ご出席いただくために必要となる当該ウェブサイトのURL、アクセス方法、お手続き方法等の詳細は、4ページ以下の「バーチャルオンリー株主総会の運営について」をご確認ください。なお、完全オンラインで実施するため、株主様が実際にご来場いただく会場はございません。
3. 目的事項
報告事項 1. 第40期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第40期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

以 上

1. 通信障害等により本総会の議事に著しい支障が生じる場合は、議長が本総会の延期又は続行を決定することができることとするため、その旨の決議を本総会の冒頭において行うことといたします。当該決議に基づき、議長が延期又は続行の決定を行った場合には、上記記載の予備日である2025年6月19日（木曜日）午後3時より、本総会の延会又は継続会を開催いたします。その場合は、速やかに当社ウェブサイト（<https://www.dal.co.jp>）でお知らせいたしますので、招集ご通知4ページ以下の「バーチャルオンリー株主総会の運営について」に従ってお手続きの上、本総会の延会又は継続会にご出席くださいますようお願い申し上げます。
2. 本総会の議事における情報の送受信に用いる通信方法はインターネットによるものとします。
3. 書面又はインターネットにより事前に議決権を行使された株主様が本総会に出席し、重複して議決権を行使された場合は、本総会において行使された内容を有効なものとして取り扱います。本総会において議決権を行使されなかった場合は、書面又はインターネットにより事前に行使された内容を有効として取り扱います。
4. 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
5. 書面とインターネットにより重複して事前に議決権を行使された場合は、日付等により最後に行使された内容を有効として取り扱います。なお、同日等、最後の判断ができない場合には、インターネットによる行使を有効として取り扱います。
6. インターネットにより複数回の事前議決権行使がされた場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
7. 代理人による出席を希望される株主様は、法令及び定款の定めに従い、議決権を有する他の株主様1

名に委任いただくようお願いいたします。手続きの詳細に関しましては、招集ご通知4ページ以下の「バーチャルオンリー株主総会の運営について」をご参照ください。

8. 電子提供措置事項に修正等が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
9. 本株主総会においては、書面交付請求の有無に関わらず、書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、送りする書面には記載しておりません。
 - ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
「会社の支配に関する基本方針」
 - ・連結計算書類の「連結注記表」
 - ・計算書類の「個別注記表」

従いまして、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

定時株主総会決議ご通知およびBusiness Reportの郵送廃止のお知らせ

当社では、以前より、「定時株主総会決議ご通知」「Business Report」を株主の皆様へご送付し、また、当社ウェブサイトに掲載しておりましたが、地球環境に配慮した省資源化の観点等から、郵送を廃止させていただくこととしましたので、お知らせいたします。

今後は、当社ウェブサイト (<https://www.dal.co.jp/ir/>) 上での掲載のみとさせていただきますので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

バーチャルオンリー株主総会の運営について

本総会は、インターネット上でのみ開催する『バーチャルオンリー株主総会』です。株主様が実際にご来場いただく会場はございませんので、以下のご案内をご参照いただきオンラインでご出席くださいますようお願い申し上げます。

1. バーチャルオンリー株主総会に当日出席される株主様

(1) 開催日時：2025年6月19日（木曜日）午前10時

※ 通信障害等の発生により本総会を上記日程で開催することが困難となった場合には予備日として2025年6月19日（木曜日）午後3時より開催いたします。予備日に開催することとした場合は当社ウェブサイト（<https://www.dal.co.jp>）において改めて日程等をご案内いたします。

(2) アクセス方法

接続先：<https://web.sharely.app/login/dal-40>



①上記のURLをご入力いただくか、二次元コードを読み込みアクセスしてください。

②接続されましたら、議決権行使書に記載されている「株主様の株主番号」「株主様の郵便番号」及び「ご所有株式数」を画面表示にしたがって入力しログインしてください。

※ その他ご不明点に関しては下記URL よりヘルプページをご参照ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

(3) 当日の議決権行使の方法

ログイン後、議長の指示にしたがって視聴画面上の「決議」ボタンより賛否をご入力ください。

(4) 当日の質問方法

ログイン後、議長の指示に従って視聴画面上の「質問」ボタンより本総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。なお、ご質問はお一人様につき、3問まで、文字数は150文字までとさせていただきます。

(5) 動議の提出方法

動議をご提出される場合には、議長の指示に従って、視聴画面上の「動議」ボタンから動議の種類を選択しご入力をお願いいたします。

(6) 事前質問の方法

以下の期間で事前質問をお受けいたします。

接続先：https://web.sharely.app/e/dal-40/pre_question



①上記のURLをご入力いただくか、二次元コードを読み込みアクセスしてください。

②接続されましたら、議決権行使書に記載されている「株主様の株主番号」「株主様の郵便番号」及び「ご所有株式数」を画面表示にしたがって入力しログインしてください。

「事前質問受付」サイトより本総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。

受付期間：2025年6月2日（月曜日）午後6時～2025年6月17日（火曜日）午後6時まで

※ 受付期間終了後にお送りされたご意見・コメント等にはお答えできかねます。

※ すべての事前質問にご回答することが難しい場合、株主の皆様にご関心が特に高いと思われる事項を中心に総会当日にご回答させていただく予定です。

2. 当日出席されない株主様

(1) 議決権の事前行使方法

①書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に関する賛否をご表示の上、行使期限までに到着するようご返信ください。

行使期限：2025年6月18日（水曜日）午後6時到着分まで

※ 議決権行使書用紙を投函する前に、「株主様の株主番号」「株主様の郵便番号」及び「ご所有株式数」を、必ずお手元にお控えください。

②インターネットによる議決権行使

7ページの「インターネットによる事前の議決権行使の流れ」をご覧ください。

(2) 代理人による出席方法

議決権を有する他の株主様1名を代理人として議決権を行使することができます。ご希望の株主様は株主総会に先立って当社に「代理の意思表示を記載した書面（委任状）」のご提出が必要となります。以下の提出先までご送付ください。

＜代理人に関する書類の提出先＞

〒104-0028

東京都中央区八重洲2-2-1 東京ミッドタウン八重洲 八重洲セントラルタワー27階
株式会社データ・アプリケーション 株主総会運営事務局 宛

＜ご提出期限＞

2025年6月18日（水曜日）午後6時 必着

(3) 事前質問の方法

5 ページ「1. (6)事前質問の方法」をご参照ください。

3. ログイン方法に関するお問合せ先

- ・ 問合せ先：システム運営会社(Sharely株式会社)
- ・ 電話番号：03-6683-7661
- ・ 受付日時：2025年6月19日（木曜日）
午前9時～株主総会終結の時まで

以 上

注意事項

- 進行の都合やご質問内容によりすべてのご質問にお答えできない場合がございます。
- 通信障害等への対策として、主回線に加え、予備回線を用意するほか、本総会の冒頭にて通信障害等が発生した場合における延期又は続行の決議を行うことを予定し、また、予備日を設定する方針としております。
- バーチャルオンリー株主総会へのご出席が容易となるよう、スマートフォン端末からも利用可能な専用ウェブサイトを用意し、その利便性を高めるよう努めておりますが、同ウェブサイトからのご出席が困難な株主様には、書面による事前の議決権行使をご推奨申し上げる方針としております。
- 視聴される株主様の通信環境の影響によりライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断などの通信障害並びに送受信に軽微なタイムラグが発生する可能性があります。
- 株主総会当日において、株主様側の通信環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましては、一切の責任を負いかねます。
- ご視聴いただく際の接続料金及び通信料等は株主様のご負担となります。
- 映像や音声データの第三者への提供や、SNSなどでの公開、上映、転載・複製・録画・録音及びログイン方法を第三者に伝えることは禁じます。
- 本総会当日のライブ配信のための撮影は、議長及び当社役員のみとなっております。ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- その他配信システムに関するご不明点に関しましては、下記FAQサイトを確認ください。
<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

インターネットによる議決権行使について

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

【機関投資家の皆さまへ】

Sharely株式会社のバーチャル株主総会支援システム「Sharely」より議決権行使を行うことが可能ですので、下記URLまたは二次元コードからご対応ください。

常任代理人による代理行使申込フォーム

https://web.sharely.app/e/dal-40/proxies/application_form



ご不明点等ございましたら下記ウェブサイトへアクセスいただき、記載の説明をご参照ください。

常任代理人による議決権行使について

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/articles/14134411083031>



インターネットによる事前の議決権行使の流れ

1. 以下のURLあるいは二次元コードからバーチャル株主総会のログイン画面へアクセスしてください。

https://web.sharely.app/e/dal-40/pre_vote



2. お手持ちの議決権行使書をご参考の上、ログイン画面にて必要な情報を入力しログインしてください。

株主番号
123456789
郵便番号
1234567
保有株式数
1000
ログイン

所有株式数
当選は現在のご所有株式数
議決権の数
議決権の数は1股元ごとに1股となります。
お願い
1. 当株主総会にご出席の際は、議決権行使用紙 2. 投票用紙を必ずご提出ください。 3. 当に出席しない場合は、議決権行使の意思 に賛否をご表示のうえ、お早めに提出ください。 3. 議決権行使について、議決権の一部の行使につき 異なる意思を表示される場合は、株主総会事務 内職の事務番号をご記入ください。
株主番号
株主番号

3. セキュリティおよび株主様の保護のため
キャプチャ認証がございます。
表示された9つの写真から適切なものを
選び、確認してください。



4. 事前受付期間において、
議案ごとに賛成、反対又は棄権を行使することができます。

定時株主総会 - 事前行使フォーム

事前行使期間

第1号議案 定款一部変更の件

☐ 賛成 ☐ 反対 ☐ 棄権

第2号議案 取締役2名選任の件 全て賛成

山田 太郎

☐ 賛成 ☐ 反対 ☐ 棄権

田中 良子

☐ 賛成 ☐ 反対 ☐ 棄権

送信する

バーチャル株主総会での当日の議決権行使の流れ

1. 以下のURLあるいは二次元コードからバーチャル株主総会のログイン画面へアクセスしてください。

<https://web.sharely.app/login/dal-40>



2. お手持ちの議決権行使書をご参考の上、ログイン画面にて必要な情報を入力しログインしてください。

株主番号	123456789
郵便番号	1234567
保有株式数	1000
ログイン	

所有株式数	株
投票は現在のご所有株式数	株
議 決 権 の 数	株
議決権の数は1股元ごとに1票となります。	
お 願 い	
1. 当日株主総会にご出席の際は、議決権行使用紙を必ず携帯の一層してください。 2. 当日ご出席がない場合は、議決権行使用紙に、お名前をご記入の上、お郵送にて返送ください。 3. 第3号取締役案において、取締役の一部の氏につき、株主総会を開催される場合は、株主総会参加者の資格者等となります。	
株主番号	
株主番号	

3. セキュリティおよび株主様の保護のためキャプチャ認証がございます。表示された9つの写真から適切なものを選び、確認してください。



4. 総会当日における議長からアナウンスされた議決権行使の受付期間において、議案ごとに賛成、反対又は棄権を行使することができます。



決議	閉じる
第1号議案 定款一部変更の件	
☐ 賛成 ☐ 反対 ☐ 棄権	
第2号議案 取締役2名選任の件 全て賛成	
山田 太郎 ☐ 賛成 ☐ 反対 ☐ 棄権	
田中 良子 ☐ 賛成 ☐ 反対 ☐ 棄権	
送信する	

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役2名の選任をお願いするものであります。なお、監査等委員会から、当事業年度における業務執行状況及び業績を踏まえ、各候補者は当社取締役として適任であるとの意見表明を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	安原武志 (1966年3月20日生) 【再任】	1989年4月 日商エレクトロニクス株式会社入社 1995年4月 日本オラクル株式会社入社 2009年4月 当社入社 2009年6月 営業本部長 2010年4月 執行役員営業本部長 2015年6月 取締役就任 2020年4月 代表取締役社長執行役員就任（現任）	40,960株
2	下山勝義 (1968年3月5日生) 【新任】	1991年4月 CSK株式会社入社 1997年4月 日本オラクル株式会社入社 2004年8月 株式会社ジー・コラボ入社 株式会社インサイトテクノロジー転籍 2011年4月 日本オラクル株式会社入社 2019年1月 当社入社 2020年4月 執行役員営業本部長（現任）	4,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 安原武志氏を取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要として、同氏は長年にわたり当社の営業部門を中心に管掌し、2020年4月から代表取締役として経営を担っており、当社の業務執行に貢献できると判断したことにあります。
3. 下山勝義氏は、新任の取締役候補者であります。同氏を取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要として、同氏は長年にわたり当社の営業部門を管掌しており、当社の業務執行に貢献できると判断したことにあります。
4. 当社は、各候補者との間で会社法第430条の2第1項に規定する同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することを内容とする補償契約を締結しており、各候補者の選任が承認された場合、各候補者との間で当該契約を継続する予定であります。なお、下山氏

とは新たに同契約を締結する予定であります。

5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。なお、各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役1名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査体制の強化のため、監査等委員である取締役の再選任及び新規選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の株 式 数
1	いた の ひろ し 板 野 泰 之 (1957年2月19日生) 【再任】 【社外】 【独立】	1980年 4月 野村コンピュータシステム株式会社 (現・株式会社野村総合研究所) 入社 2005年 4月 同社執行役員 サービス・産業システム事業 本部 副本部長 2009年 4月 同社常務執行役員 サービス・産業システム 事業本部長兼関西支社長、中部支社長 2014年 4月 同社専務執行役員 コーポレート部門担当、 リスク管理、コンプライアンス担当 2014年 6月 同社取締役専務執行役員 コーポレート部門 担当、リスク管理、コンプライアンス担当 2015年 4月 同社代表取締役専務執行役員 コーポレート 部門担当、リスク管理、コンプライアンス、 健康経営担当 2016年 4月 同社代表取締役専務執行役員コーポレート部 門管掌 2017年 4月 同社取締役就任 2017年 6月 当社取締役(監査等委員) 就任 2018年 6月 当社取締役(常勤監査等委員) 就任(現任) 2018年 9月 株式会社FIXER取締役就任 2020年 6月 ヤマシンフィルタ株式会社 社外取締役(監 査等委員) 就任(現任) 2020年 6月 株式会社ヨータイ 社外取締役就任	10,200株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の株 式 数
2	かね 金子 貴 昭 (1962年7月10日生) 【新任】	1986年 4月 NOK株式会社入社 1990年 1月 デジタルテクノロジー株式会社入社 2003年 8月 株式会社アマナ入社 2006年 9月 当社入社 2009年 4月 執行役員経営管理本部長 2015年 4月 執行役員経営企画管理本部長 2016年 5月 株式会社鹿児島データ・アプリケーション 監査役就任 2019年 6月 取締役就任 (現任) 2023年 7月 常務執行役員経営企画管理本部長 2024年 7月 株式会社WEEL監査役就任 (現任)	28,508株

- (注) 1. 板野泰之氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であり、在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
2. 板野泰之氏及び金子貴昭氏と当社との間には、特別な利害関係はありません。
3. 板野泰之氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要として、同氏はリスク管理及びコンプライアンス並びにIT技術等、様々な部門における豊富な経験と見識を有しており、これらの経験と見識を、経営全般の監査と適正な監査活動に活かし、リスク管理強化につなげることができると判断したことにあります。
4. 金子貴昭氏は、監査等委員でない取締役を任期満了退任の上、新たに監査等委員である取締役の候補者とするものです。同氏を取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要として、同氏は人事、会計、法務及びリスク管理並びにコンプライアンス等、様々な経営管理に関する豊富な経験と見識を有しており、これらの経験と見識を、経営全般の監査と適正な監査活動に活かし、リスク管理強化につなげることができると判断したことにあります。
5. 当社は、各候補者との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各候補者の選任が承認された場合、各候補者との間で当該契約を継続する予定であります。なお、金子氏とは新たに同契約を締結する予定であります。
6. 当社は、各候補者との間で会社法第430条の2第1項に規定する同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することを内容とする補償契約を締結しており、各候補者の選任が承認された場合、各候補者との間で当該契約を継続する予定であります。なお、金子氏とは新たに同契約を締結する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。なお、各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
8. 当社は、板野泰之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認された場合は、当社の社外役員の独立性基準に基づき、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。

以 上

(ご参考) 取締役のスキル・マトリックス (本株主総会において各候補者が選任された場合)

取締役の選任については、人格・識見に優れ、当社の取締役として相応しい豊富な経験・専門性を有する人物を候補者としております。

取締役候補者の指名候補者の指名にあたっては、下記の方針・手続に則り、指名・報酬諮問委員会にて事前に諮問の上、その答申を最大限尊重して取締役会で決定しております。

なお、下記の一覧表は本株主総会における取締役選任議案がすべて原案どおり、ご承認いただける場合を前提に作成しております。各取締役の有するすべての知見・経験を表すものではなく、代表的と思われるスキルを表したものです。

	属性	経営	セールス・マーケティング	研究開発・R&D	財務・会計	法務・リスク管理	IT・デジタル・DX	人材育成
安原 武志	取締役	○	○	○			○	○
下山 勝義	取締役	○	○				○	○
金子 貴昭	監査等委員	○			○	○		○
板野 泰之	社外取締役 監査等委員 独立委員	○		○		○	○	○
浅野 昌孝	社外取締役 監査等委員 独立委員	○			○			○
本村 健	社外取締役 監査等委員 独立委員	○				○		○

・ 取締役候補者の指名にあたっての方針と手続

当社は電子商取引及びデータ連携ソフトウェアの開発・販売・サポートと、そのバリュー・チェーンを支えるマーケティング・研究開発・営業及びコーポレート部門で発揮されるスキルが、当社取締役に備えられるべきスキルであると考えております。また、当社以外の経営経験等により、大所高所からのアドバイスが可能な、専門的な知見を有した人材を社外取締役に登用しており、各取締役のそれぞれのスキルを組み合わせ、企業価値の更なる向上を目指しております。

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、個人消費や設備投資を中心に内需主導の回復が進みました。一方で、中国経済の減速や欧州の景気低迷、米国の金利上昇に加え、「トランプ・ショック」とも呼ばれる米政局の混乱や通商政策の不透明化により、外需の先行きには不透明感が残りました。こうした中、円安基調が輸出の一部を下支えしました。

IT業界では、生成AIやクラウドの導入が進み、企業のDX推進が競争力向上に貢献しました。特にデータ活用や業務効率化が広がり、通信インフラの高度化や5Gの普及も進展しました。一方で、IT人材不足やレガシーシステム維持によるコスト増が課題となり、サイバー攻撃の高度化を受けたセキュリティ投資も拡大しました。また、米国の通商政策の不透明感は、日本のIT企業の海外展開に慎重姿勢を促す要因となりました。

当社は、2024年7月に株式会社WEEL（以下、WEEL社）を完全子会社化し、連結決算へと移行いたしました。更に、2025年4月にはデジタルトランスコミュニケーションズ株式会社（以下、DTC社）および株式会社メロン（以下、メロン社）を新たにグループに迎え入れ、連結対象会社が増加いたしました。こうした事業環境や体制の変化を受けて、当社は2025年3月期より推進していた中期経営計画を見直し、新たな中期経営計画（2026年3月期～2028年3月期）を2025年5月12日に策定・公表いたしました。

当社は、DX化された新しい働き方を「DIGITAL WORK」と定義し、中期ビジョン「個人と組織がともに成長し続けるDIGITAL WORKを実現する」ことを掲げ、DIGITAL WORKの実現と企業成長を両立するために、以下、3つの事業戦略を設定しております。

『事業領域の拡大・開拓』 『収益安定性の向上』 『人的資本経営の推進』

経営指標は以下のとおりであります。

	2028年3月期目標値
総売上高	60億円
EBITDA※	10億円

※EBITDA＝営業利益＋償却費＋株式報酬費用

財務方針は以下のとおりであります。

	2028年3月期目標値
ROE	15%以上

	毎期の水準
DOE	3.5%水準
配当下限額	25円

なお、データ連携ソリューション事業およびEDIソフトウェア事業の中核戦略は、従来の中期経営計画を維持しつつ、新たにグループインした企業を加えた連結目線での中期経営計画となっております。

当連結会計年度は、エンタープライズ・データ連携プラットフォーム「ACMS Apex」やデータハンドリングプラットフォーム「RACCOON」の継続的なバージョンアップと共に、データ連携市場に向け、サブスクリプション販売を推進し、更なる収益性安定を目指しました。更にクラウド型データ連携プラットフォーム「ACMS Cloud」の発売に向けた開発を行いました。

「事業領域の拡大・開拓」を達成するための施策のひとつであるM&Aの実現として、生成AIを活用した受託開発・コンサルティングやAIエージェント開発に特化したWEEL社がグループインしました。同社は、ウェビナーやイベントへの登壇により、営業推進および認知拡大を実施しました。

これらの結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高2,607百万円、営業利益329百万円、経常利益360百万円、親会社株主に帰属する当期純利益268百万円となりました。当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前期比較は行っておりません。

売上高は、2024年7月に完全子会社化したWEEL社の寄与があったものの、前期に当社単体で発生した一過性の特需（大型パッケージ案件の受注や想定を上回るバージョンアップ案件の複数受注）が今期は発生しなかったことから、減収となりました。

また、営業利益については、事業拡大に伴う人件費の増加に加え、M&A関連コストや取得したのれんの償却費の計上などにより、前期比で減益となりました。

しかしながら、中長期での成長のドライバーであるサブスクリプション売上は堅調に伸びております。

なお、サブスクリプションの2025年3月のMRR（Monthly Recurring Revenue：月次経常収益）は約76百万円であります。また、2025年4月にはDTC社（EDI/EAIを基軸としたビジネスインフラソリューション提供企業）とメロン社（時系列解析技術と大規模言語モデルを活用したAI・ソフトウェア開発企業）を含む4社がグループ化し、障害検知機能を備えた高度な分析が可能な次世代データプラットフォームの構築体制を確立しております。

当社は、ソフトウェア関連事業の単一セグメントであり、売上区分別の状況は、次のとおりであります。

イ. リカーリング ※1

サブスクリプション売上が堅調に推移しました。一方、前期比でメンテナンス売上が減少し、売上高総額は、1,979百万円となりました。なお、リカーリング売上比率は75.9%、リカーリング内のサブスクリプション売上比率は45.4%となりました。

ロ. パッケージ ※2

売上高総額は、513百万円となりました。

これは、前期の一過性の特需（大型案件をパッケージにて受注、想定を上回るバージョンアップ案件を複数受注）がないことが主な要因であります。

ハ. サービスその他

売上高総額は、114百万円となりました。

ソフトウェア製品販売に付随するサービスの提供の増加に加え、新たに連結子会社となったWEEL社の寄与が主な要因であります。

※1 リカーリング売上とは継続的なサービス提供から得られる収益のこと。パッケージのメンテナンス売上とサブスクリプション売上などを含んでおります。

※2 パッケージ売上とは売り切りの収益のこと。

売上区分別の売上高実績は、次のとおりであります。

売 上 区 分	売 上 高	構 成 比
リ カ ー リ ン グ	1,979百万円	75.9%
パ ッ ケ ー ジ	513百万円	19.7%
サ ー ビ ス そ の 他	114百万円	4.4%
合 計	2,607百万円	100.0%

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は33,941千円であり、その主な内容は以下のとおりであります。なお、重要な設備の除却、売却等はありません。

・コンピュータ機器等、IT設備への投資

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における主な資金調達は、連結子会社における既存借入金の借り換えであり、実質的な新規資金調達はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

株式会社WEEL株式の取得及び株式交換による完全子会社化

イ. 取得及び株式交換の目的

当社は、生成AIを活用した製品・サービス価値の向上及び「事業領域の拡大・開拓」における「データ連携市場の拡大」への貢献を目的として、2024年7月26日付で株式会社WEELの株式を取得し、その後、当社を株式交換完全親会社、株式会社WEELを株式交換完全子会社とする簡易株式交換を実施いたしました。

ロ. 取得及び株式交換の内容

取得日及び株式交換日：2024年7月26日

取得株式数及び議決権比率

現金対価による取得：88.46%

株式交換による取得：11.54%

取得後の議決権比率：100.00%

取得価額：257,236千円（現金229,996千円、自己株式27,240千円）

ハ. 株式交換の方法及び内容

当社の普通株式30,000株を株式会社WEELの株主に対して割当交付いたしました。なお、交付する株式の全部について、当社が保有する自己株式から充当いたしました。

株式会社WEELの取得により、当社グループは生成AI技術を活用したソリューション提供が可能となり、顧客満足度の向上及び業務効率の改善に寄与することが期待されます。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 37 期 (2022年 3 月期)	第 38 期 (2023年 3 月期)	第 39 期 (2024年 3 月期)	第 40 期 (当連結会計年度) (2025年 3 月期)
売上高 (千円)	2,301,419	2,496,409	—	2,607,070
経常利益 (千円)	458,521	507,180	—	360,166
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	322,008	215,083	—	268,283
1 株当たり当期純利益 (円)	53.07	35.19	—	43.37
総資産 (千円)	4,884,131	5,288,152	—	6,179,273
純資産 (千円)	3,838,227	4,040,978	—	4,775,904
1 株当たり純資産額 (円)	628.77	660.70	—	769.06

- (注) 1. 当社は、2023年 2 月 1 日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行っております。第37期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり当期純利益及び 1 株当たり純資産額を算定しております。
2. 当社は第38期より株式給付信託 (J-ESOP) を導入しており、1 株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に、株式給付信託 (J-ESOP) に残存する当社株式を含めております。また、1 株当たり当期純利益の算定上、普通株式の期中平均株式数の計算において控除する自己株式に、株式給付信託 (J-ESOP) に残存する当社株式を含めております。
3. 第39期は連結計算書類を作成していないため、記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 37 期 (2022年 3 月期)	第 38 期 (2023年 3 月期)	第 39 期 (2024年 3 月期)	第 40 期 (当事業年度) (2025年 3 月期)
売上高 (千円)	2,301,419	2,496,409	2,919,072	2,526,788
経常利益 (千円)	453,778	497,724	570,398	430,294
当期純利益 (千円)	318,691	208,050	493,697	338,280
1 株当たり当期純利益 (円)	52.52	34.04	80.47	54.68
総資産 (千円)	4,827,150	5,222,926	6,007,739	6,186,376
純資産 (千円)	3,789,404	3,985,122	4,569,306	4,845,901
1 株当たり純資産額 (円)	620.77	651.56	743.08	780.34

- (注) 1. 当社は、2023年 2 月 1 日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行っております。第37期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり当期純利益及び 1 株当たり純資産額を算定しております。
2. 当社は第38期より株式給付信託 (J-ESOP) を導入しており、1 株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に、株式給付信託 (J-ESOP) に残存する当社株式を含めております。また、1 株当たり当期純利益の算定上、普通株式の期中平均株式数の計算において控除する自己株式に、株式給付信託 (J-ESOP) に残存する当社株式を含めております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容	関係内容
株式会社WEEL	2百万円	100.0%	生成AIに関するメディア運営、AI導入のコンサルティング及び開発	当社グループのAI技術領域を強化するため2024年7月に子会社化

(注) 1. 上記の子会社は特定子会社に該当しません。

2. 当社は、連結子会社である株式会社WEELの銀行借入金（50百万円）に対して債務保証を行っております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、ソフトウェア製品の開発・販売・保守を中核事業とする研究開発型の企業集団であり、今後の事業成長において、以下の項目を対処すべき課題と認識し、企業価値の向上に取り組んでまいります。

① 市場動向への対応

企業間のデータ交換である電子商取引は、従来通信網からインターネット通信網を利用した電子商取引へ転換し、さらに企業間データ交換も含めたシステムの全体最適化を目指して、分散化する企業内のシステム間のプロセス連携、データ連携といったデータ統合需要が拡大することが予想されます。従いまして、当社グループでは、当該分野に対してのソフトウェア製品の開発及び販売を強化し、売上の拡大を図ってまいります。

② 研究開発体制の強化

当社グループは、研究開発型企业集団であり、市場における製品の優位性を確保し向上し続けることが経営の重要な課題となっております。これを担う研究開発業務が抱える課題としては、「研究開発の効率化」、「品質管理の強化」が挙げられます。従いまして、研究開発業務プロセスの改善や製品開発における標準化技法の改善を推進するとともに、他企業との共同研究や共同開発等にも柔軟に対応可能な体制とすべく、今後の事業成長のための研究開発基盤の強化を行っていく方針であります。

③ 人材の確保と育成

当社グループは、ソフトウェア製品の開発・販売・保守を主たる事業として行っておりますので、ソフトウェア製品の研究開発のための高度な専門技術や知識を有する技術者が必要不可欠となっております。従いまして、事業の状況に応じて、適時、適切な人材を確保していくこ

とは重要であり、当社では、計画的な採用活動を通じて新卒採用及び中途採用を実施し、優秀な人材の確保に注力していく方針であります。また、人材育成面においても、教育研修を計画的に実施し、専門性の高い技術者の育成に取り組んでおります。

④ 業務提携・資本提携等

近時の情報技術の発展・進化やそれに伴う顧客要望の変化等、事業環境の変化は著しいものがあります。当社グループは、これらの環境変化に迅速に対応し市場における競争力を維持・強化するために、事業展開の速度を重視し、必要に応じた他企業との業務提携あるいは資本提携等を実施することも課題と認識し、課題解決に向けて取り組んでおります。

(5) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社の事業は、データ交換系ミドルウェア等の企業の業務プロセスを支える基盤型ソフトウェア製品等の開発・販売・保守及びこれらソフトウェア製品の導入や運用を支援するサービス等の提供を行う単一セグメントのソフトウェア関連事業であります。

なお、売上区分別の内容は、次のとおりであります。

売 上 区 分	内 容
リ カ ー リ ン グ	サブスクリプションモデルのストック型収益及び年間契約に基づくソフトウェア製品のメンテナンスサービス等
パ ッ ケ ー ジ	データ交換系ミドルウェア等の基盤型ソフトウェア製品の開発及び販売
サ ー ビ ス そ の 他	ソフトウェア製品に関連した他社製品の仕入販売及び教育サービス等 生成AIを活用したシステム受託開発・コンサルティング及びAIメディア運営

(6) 主要な営業所 (2025年3月31日現在)

① 当社

名 称	住 所
本社 鹿児島オフィス	東京都中央区 鹿児島県鹿児島市

② 子会社

名 称	住 所
株式会社WEEL	東京都新宿区

(7) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
150名	－

- (注) 1. 上記使用人数は就業人員（契約社員含む）のみで、臨時使用人（派遣等）は含んでおりません。
2. 前連結会計年度は連結計算書類を作成していないため、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
134名	2名減	42.7歳	10.8年

(注) 上記使用人数は就業人員（契約社員含む）のみで、臨時使用人（派遣等）は含んでおりません。

- (8) **主要な借入先の状況**（2025年3月31日現在）
該当事項はありません。

- (9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**
該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年3月31日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 14,400,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 7,414,000株 |
| ③ 単元株式数 | 100株 |
| ④ 株主数 | 2,035名 |
| ⑤ 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
橋本 慶太	736,000	11.76
株式会社 U H Partners 2	568,200	9.08
光通信株式会社	452,800	7.23
株式会社 U H Partners 3	448,400	7.16
中野 直樹	383,100	6.12
武田 好修	376,100	6.01
津賀 暢	222,300	3.55
株式会社 アドバンス・メディア	204,200	3.26
ジィスクシステム株式会社	178,000	2.84
株式会社 エスアイエル	143,600	2.29

- (注) 1. 当社は自己株式を1,155,978株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

⑥ 当該年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株式数	対象者
取締役（社外取締役及び監査等委員を除く）	15,360株	3名
取締役（監査等委員）	—	—

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「(2)会社役員の状況 ⑥取締役の報酬等」に記載しております。

⑦ その他株式に関する重要な事項

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分

当社は、2024年7月16日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に対する譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を行うことについて、下記のとおり決議し、実施いたしました。

処分の目的及び理由に関しては次のとおりです。

当社は、2021年5月18日開催の取締役会において、対象取締役に對して当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的とした新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、また、2021年6月22日開催の第36回定時株主総会において、本制度に基づき、既存の金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に對して報酬等として譲渡制限付株式を付与することにつき、ご承認をいただいております。

払込期日	2024年8月16日
処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 15,360株
処分価額	1株につき 911円
処分価額の総額	13,992千円
割当先	対象取締役 3名 15,360株

(2) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 執行役員	安原武志	
取締役 常務執行役員	金子貴昭	経営企画管理本部長 株式会社WEEL監査役
取締役 執行役員	岩下誠	技術本部長 株式会社WEEL取締役
取締役 (常勤監査等委員)	板野泰之	ヤマシンフィルタ株式会社社外取締役（監査等委員）
取締役 (監査等委員)	浅野昌孝	公認会計士浅野昌孝事務所所長 あると築地有限責任監査法人理事長
取締役 (監査等委員)	本村健	岩田合同法律事務所パートナー 学校法人大妻学院社外理事 大井電気社外取締役（監査等委員） テクセンドフォトマスク株式会社社外監査役

- (注) 1. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために取締役板野泰之氏を常勤の監査等委員として選定しております。
2. 取締役（常勤監査等委員）板野泰之氏は、社外取締役であります。同氏はリスク管理及びコンプライアンス並びにIT技術等、様々な部門における豊富な経験と見識を有しております。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役（監査等委員）浅野昌孝氏は、社外取締役であります。同氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役（監査等委員）本村健氏は、社外取締役であります。同氏は弁護士としての専門的な知識と幅広い経験を有しております。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。当社は、同氏が所属している岩田合同法律事務所との間で顧問契約を締結しておりますが、その取引額の売上高に占める割合は2025年3月期で、当社及び同事務所のいずれにおいても1%未満となっており、東京証券取引所の定めに準拠した当社の社外役員の独立性判断基準に照らして、同氏の社外取締役としての独立性に影響を及ぼさないと考えております。

5. 当社は執行役員制度を導入しており、2025年3月31日現在の執行役員の役職・担当業務は次のとおりであります。

氏名	役職・担当業務
安原武志	社長執行役員
金子貴昭	常務執行役員経営企画管理本部長
岩下誠	執行役員技術本部長
下山勝義	執行役員営業本部長
高田哲也	執行役員コンサルティング本部長

- ② 事業年度中に退任した取締役
該当事項はありません。

- ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める責任限度額としております。

- ④ 補償契約の内容の概要等

当社は、取締役安原武志氏、金子貴昭氏及び岩下誠氏、取締役（監査等委員）板野泰之氏、浅野昌孝氏及び本村健氏と、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

- ⑤ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者は当社の取締役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。被保険者である取締役がその職務執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。

⑥ 取締役の報酬等

イ. 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2021年3月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、予め決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の報酬等の内容の決定に関する方針は次のとおりであります。

a. 基本方針

当社の取締役報酬は、当社グループの企業価値の持続的な向上への適切な動機づけを図るために、基本報酬としての固定報酬、当該事業年度の連結業績を反映する業績連動報酬、中長期の企業価値向上に向けたインセンティブとしての株式報酬によって構成するものとし、取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、透明性・公正性・合理性を確保するための措置を講ずるものとする。

b. 固定報酬について

固定報酬は、職責及び役位等に応じて定めるとし、業績、業種や規模等に応じてベンチマークする他社の水準、経営環境等を勘案して、適宜見直すものとする。

c. 業績連動報酬について

事業年度ごとの業績向上へのインセンティブを付与するため、業績連動報酬は、業務執行を行う取締役を対象とし、各事業年度の連結売上高及び連結営業利益を業績指標として、予め定めた目標値に対する達成度に応じて変動する係数を用いて算出する。

d. 株式報酬について

取締役の報酬として、企業価値の持続的な向上への適切な動機づけを図るため、譲渡制限付株式報酬を付与する。譲渡制限期間は取締役退任のときまでとし、当社取締役会が正当と認める理由がある場合等を除き、当社株式の全部を無償取得するものとする。付与株式数は、定時株主総会において承認される額及び株式数の範囲内で、役位、職責、株価等を踏まえ、後述の報酬の種類ごとの割合の決定に関する方針に従い算定する株式数とする。

e. 報酬の種類ごとの割合の決定に関する方針

固定報酬、業績連動報酬、株式報酬の配分比率は、企業価値の持続的な向上に寄与するための、最も適切な割合となることを方針とする。

f. 取締役に対し報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針

固定報酬は毎月支給し、業績連動報酬及び株式報酬は定時株主総会終結後に開催する取締役会においてその額及び株式数を決定した上で、毎年一定の時期に付与する。

g. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の委任

取締役に対する報酬等の配分等については、取締役会の決議により決定する。当該決定に際しては、独立社外取締役を委員長とし、その過半数を独立社外取締役により構成する指名・報酬諮問委員会が報酬方針及び報酬水準について審議の上、取締役会に対して答申を行い、当該答申に沿って行うものとする。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (名)
		固 定 報 酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	100,141 (-)	69,000 (-)	17,150 (-)	13,991 (-)	3 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	26,400 (3)	26,400 (3)	- (-)	- (-)	3 (3)
合 計 （うち社外取締役）	126,541 (3)	95,400 (3)	17,150 (-)	13,991 (-)	6 (3)

(注) 1. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2016年6月23日開催の第31回定時株主総会において、年額300,000千円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち、社外取締役は1名）であります。

また、金銭報酬とは別枠で、2021年6月22日開催の第36回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬の額として年額30,000千円以内、株式数の上限を年15千株以内（監査等委員である取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名であります。なお、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の

普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には分割比率または併合比率に応じて当該総数を調整するとしており、当社は、2023年2月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

2. 業績連動報酬等にかかる業績指標は、連結売上高及び連結営業利益であり、その実績は「1. 会社の現況に関する事項 (1)当事業年度の事業の状況 ①事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。当該指標を選択した理由は、当社グループの業態より、業績を指し示すものとして最も適切な指標であるからであります。
3. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬に基づく当該事業年度における費用計上額を記載しております。
4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年6月23日開催の第31回定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。
当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、3名（うち、社外取締役は2名）です。
5. 監査等委員でない取締役の報酬等について、指名・報酬諮問委員会及び監査等委員会にて検討・審議しましたが、特に指摘すべき点はありませんでした。

⑦ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）板野泰之氏は、ヤマシンフィルタ株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。当社は、ヤマシンフィルタ株式会社との間に特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）浅野昌孝氏は、公認会計士浅野昌孝事務所の所長であります。当社は、公認会計士浅野昌孝事務所との間に特別の関係はありません。
また、同氏はあると築地有限責任監査法人の理事長であります。当社は、あると築地有限責任監査法人との間に特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）本村健氏は、岩田合同法律事務所のパートナーであります。当社は、岩田合同法律事務所との間に顧問契約を締結しております。また、同氏は学校法人大妻学院の社外理事、大井電気株式会社の社外取締役（監査等委員）及びテクセンドフォトマスク株式会社の社外監査役であります。当社は、学校法人大妻学院、大井電気株式会社及びテクセンドフォトマスク株式会社との間に特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況、発言状況及び 期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (常勤監査等委員)	板野泰之	当事業年度に開催された取締役会21回の全てに出席いたしました。リスク管理及びコンプライアンス並びにIT技術等に関する経験と実績を生かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度において開催された監査等委員会14回の全てに出席いたしました。監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	浅野昌孝	当事業年度に開催された取締役会21回の全てに出席いたしました。公認会計士及び税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度において開催された監査等委員会14回の全てに出席いたしました。監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	本村健	当事業年度に開催された取締役会21回の全てに出席いたしました。弁護士として法律に関する専門的な知識と経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度において開催された監査等委員会14回の全てに出席いたしました。監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる事象が判明し、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任した場合は、監査等委員会が選定した監査等委員が解任後最初の株主総会において解任の旨及びその理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、当該会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会が当該議案を株主総会に提案いたします。

④ 会計監査人が受けた過去２年間の業務の停止の処分に関する事項
金融庁が2023年12月26日付で発表した懲戒処分の概要

イ. 処分対象

太陽有限責任監査法人

ロ. 処分の内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 ３ヶ月（2024年１月１日から同年３月31日まで。ただし、すでに監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規締結を除く。）
- ・ 業務改善命令（業務管理体制の改善）
- ・ 処分理由に該当することとなった重大な責任を有する社員が監査業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止 ３ヶ月（2024年１月１日から同年３月31日まで）

ハ. 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

① 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、機動的な剰余金の配当を行うことを可能とするため、会社法459条第１項各号に定める事項について、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によっても配当の決定を行うことができるよう定款に定めております。

また、当社は、株主還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けたうえで、長期にわたり継続した研究開発投資を必要とする当社の事業特性から、短期的な業績指標に基づくものではなく、財務体質の強化と長期的な企業価値の向上を踏まえたものでありたいという考えのもと、DOE（株主資本配当率）の水準を勘案して配当を行うことを基本方針としております。

② 剰余金の配当の状況

当事業年度の期末配当金につきましては、上記方針等に則り、株主の皆様のご支援にお応えすべく、取締役会決議により１株当たり配当金として、前期の25円から、１円増配し、26円とさせていただきます。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	4,225,199	流 動 負 債	1,137,693
現金及び預金	3,828,094	買 掛 金	47,309
売 掛 金	302,981	短 期 借 入 金	50,000
そ の 他	94,123	未 払 金	212,685
固 定 資 産	1,954,074	未 払 法 人 税 等	27,455
有 形 固 定 資 産	207,400	前 受 金	731,779
建 物	122,932	株 主 優 待 引 当 金	9,000
工具、器具及び備品	30,609	そ の 他	59,464
リ ー ス 資 産	53,858	固 定 負 債	265,674
無 形 固 定 資 産	281,656	長 期 借 入 金	44,561
の れ ん	255,746	長 期 未 払 金	37,828
そ の 他	25,910	資 産 除 去 債 務	75,562
投 資 そ の 他 の 資 産	1,465,017	リ ー ス 債 務	44,875
投 資 有 価 証 券	1,313,660	繰 延 税 金 負 債	62,847
差 入 保 証 金	120,785	負 債 合 計	1,403,368
そ の 他	30,571	純 資 産 の 部	
資 産 合 計	6,179,273	株 主 資 本	4,436,447
		資 本 金	430,895
		資 本 剰 余 金	443,629
		利 益 剰 余 金	4,106,622
		自 己 株 式	△544,700
		その他の包括利益累計額	339,456
		その他有価証券評価差額金	339,456
		純 資 産 合 計	4,775,904
		負 債 純 資 産 合 計	6,179,273

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		2,607,070
売上原価		794,088
売上総利益		1,812,981
販売費及び一般管理費		1,483,781
営業利益		329,200
営業外収益		
受取配当金	27,321	
その他	6,578	33,899
営業外費用		
支払利息	2,133	
雑損	799	2,933
経常利益		360,166
特別損失		
事務所移転費用	16,084	16,084
税金等調整前当期純利益		344,081
法人税、住民税及び事業税	102,590	
法人税等調整額	△26,791	75,798
当期純利益		268,283
親会社株主に帰属する当期純利益		268,283

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	430,895	422,091	3,993,695	△579,887	4,266,794
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△155,356		△155,356
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			268,283		268,283
自 己 株 式 の 処 分		21,538		19,694	41,232
株式給付信託による 自 己 株 式 の 処 分				15,492	15,492
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)					－
連結会計年度中の変動額合計	－	21,538	112,927	35,187	169,652
当連結会計年度末残高	430,895	443,629	4,106,622	△544,700	4,436,447

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	302,511	302,511	4,569,306
当連結会計年度変動額			
剰 余 金 の 配 当			△155,356
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			268,283
自 己 株 式 の 処 分			41,232
株式給付信託による 自 己 株 式 の 処 分			15,492
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)	36,944	36,944	36,944
連結会計年度中の変動額合計	36,944	36,944	206,597
当連結会計年度末残高	339,456	339,456	4,775,904

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	4,203,194	流 動 負 債	1,074,800
現金及び預金	3,816,697	買掛金	43,246
売掛金	285,850	未払金	207,406
前払費用	84,749	未払法人税等	27,586
差入保証金	8,130	未払消費税等	26,195
その他	7,766	前受金	731,779
固 定 資 産	1,983,182	預り金	10,146
有形固定資産	206,651	株主優待引当金	9,000
建物	122,932	リース債務	15,846
工具、器具及び備品	29,859	その他の	3,592
リース資産	53,858	固 定 負 債	265,674
無形固定資産	25,910	長期借入金	44,561
ソフトウェア	21,687	長期未払金	37,828
ソフトウェア仮勘定	4,222	資産除去債務	75,562
その他	0	リース債務	44,875
投資その他の資産	1,750,620	繰延税金負債	62,847
投資有価証券	1,313,660	負 債 合 計	1,340,475
関係会社株式	286,611	純 資 産 の 部	
差入保証金	119,935	株 主 資 本	4,506,444
その他	30,414	資 本 金	430,895
資 産 合 計	6,186,376	資 本 剰 余 金	443,629
		資本準備金	340,895
		その他資本剰余金	102,734
		利 益 剰 余 金	4,176,619
		利益準備金	2,770
		その他利益剰余金	4,173,849
		繰越利益剰余金	4,173,849
		自 己 株 式	△544,700
		評価・換算差額等	339,456
		その他有価証券評価差額金	339,456
		純 資 産 合 計	4,845,901
		負 債 純 資 産 合 計	6,186,376

損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,526,788
売 上 原 価		744,742
売 上 総 利 益		1,782,045
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,383,342
営 業 利 益		398,703
営 業 外 収 益		
受 取 配 当 金	27,321	
雑 収 入	3,225	
そ の 他	3,711	34,258
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,868	
雑 損 失	799	2,667
経 常 利 益		430,294
特 別 損 失		
事 務 所 移 転 費 用	16,084	16,084
税 引 前 当 期 純 利 益		414,210
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	102,721	
法 人 税 等 調 整 額	△26,791	75,929
当 期 純 利 益		338,280

株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	430,895	340,895	81,196	422,091	2,770	3,990,925	3,993,695	△579,887	4,266,794
事業年度中の変動額									
剰 余 金 の 配 当						△155,356	△155,356		△155,356
当 期 純 利 益						338,280	338,280		338,280
自己株式の処分			21,538	21,538				19,694	41,232
株式給付信託による 自己株式の処分								15,492	15,492
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）									－
事業年度中の変動額合計	－	－	21,538	21,538	－	182,923	182,923	35,187	239,649
当 期 末 残 高	430,895	340,895	102,734	443,629	2,770	4,173,849	4,176,619	△544,700	4,506,444

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 差	・ 換 算 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	302,511		302,511	4,569,306
事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△155,356
当 期 純 利 益				338,280
自己株式の処分				41,232
株式給付信託による 自己株式の処分				15,492
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）	36,944		36,944	36,944
事業年度中の変動額合計	36,944		36,944	276,594
当 期 末 残 高	339,456		339,456	4,845,901

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

株式会社データ・アプリケーション
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中	村	憲	一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西	村	大	司

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社データ・アプリケーションの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社データ・アプリケーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2025年2月3日開催の取締役会決議に基づき、2025年4月1日を効力発生日として、デジタルトランスコミュニケーションズ株式会社及び株式会社メロンを子会社化している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

株式会社データ・アプリケーション
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中	村	憲	一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西	村	大	司

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社データ・アプリケーションの2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月16日

株式会社データ・アプリケーション 監査等委員会

監査等委員（常勤） 板 野 泰 之 ㊞

監 査 等 委 員 浅 野 昌 孝 ㊞

監 査 等 委 員 本 村 健 ㊞

- (注) 監査等委員板野泰之、浅野昌孝及び本村健は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上